

第2章

～地域福祉の考え方～

1 地域福祉について

少子高齢化や地域コミュニティでの人間関係の希薄化が進む中、誰もが住み慣れた地域で自分らしく幸せに、また、健康に暮らしていくためには、年齢や国籍、障がいの有無などの多様性を尊重し、認め合い、受け入れる『ダイバーシティ&インクルージョン』を推進することで、一人ひとりが他者を思いやり、お互いに支えあう社会を構築していくことが望まれます。

地域福祉とは、誰もが地域社会でいきいきと幸せに暮らしていくために、住民やその世帯が抱える様々な悩みや問題を、公的なサービスに限らず、地域住民や民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員や行政など地域の多様な主体が連携・協力し、解決を図っていくという考え方です。

2 地域共生社会の実現に向けて

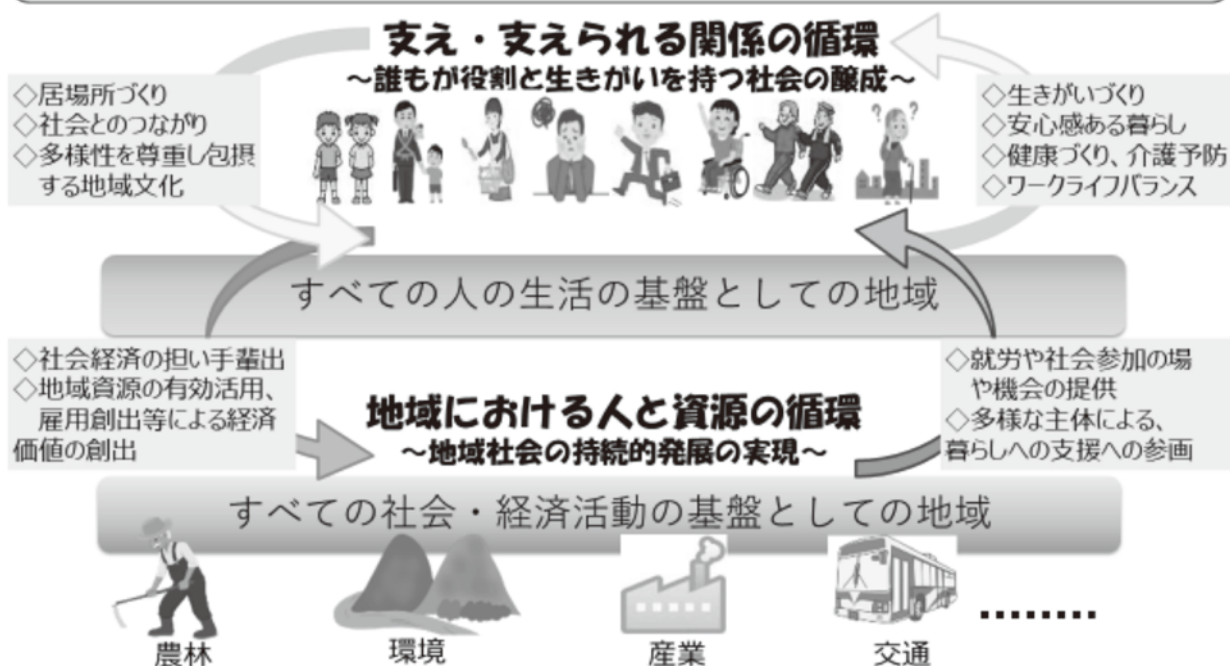
高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域での支えあいの基盤が弱まってきていると言われる中、昨今では介護・障がい・子育て・生活困窮などの課題が絡み合って個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えるなど、対象者ごとに整備された縦割りの制度では対応が難しいケースが浮き彫りになってきている現状があります。

国は、このような課題への対応に向け、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

出典：厚生労働省資料

地域共生社会とは

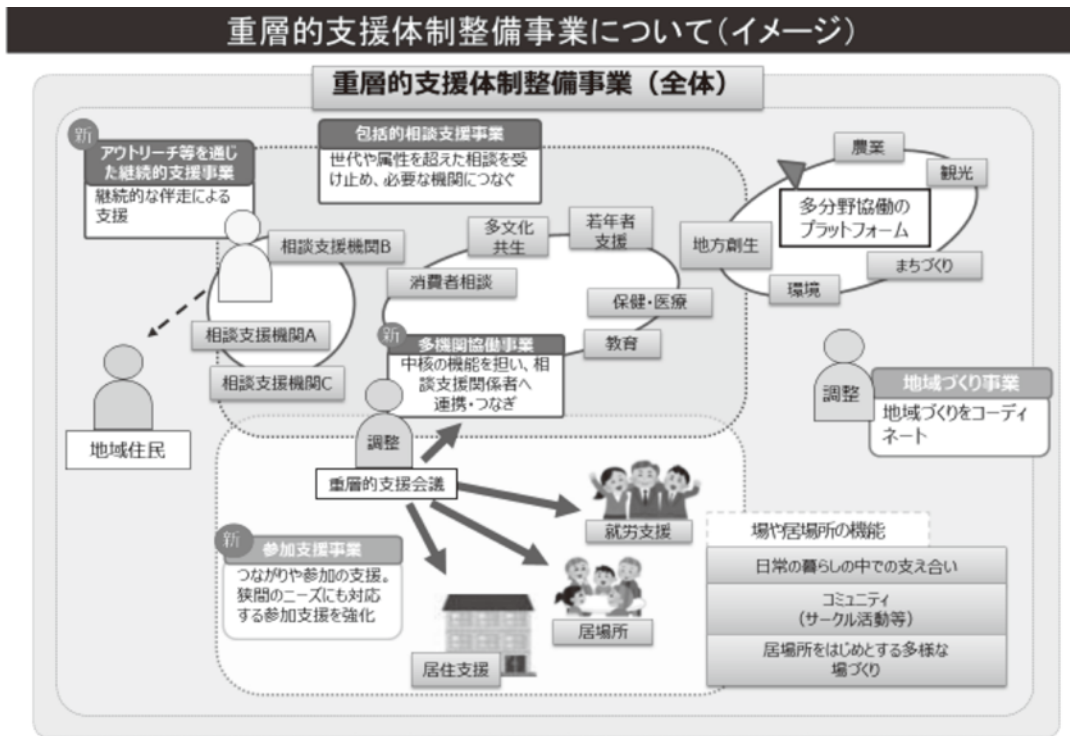
◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



3 重層的支援体制整備事業について

そうした中、これまでの各福祉制度や施策では解決しにくい課題や困難に対応する包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。重層的支援体制整備事業では、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須としています。市町村全体の支援機関・地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することが求められています。

出典：厚生労働省資料



4 SDGsについて

SDGs(持続可能な開発目標)とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、2015年に国連サミットにおいて採択された国際目標です。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念に、社会が抱える問題を解決するための17のゴールと169のターゲットで構成されており、2030年(令和12年)までに達成することを目標としています。

松山市においても、少子高齢化による人口減少が進行する中、地域に住む全ての世代・立場の人々が安心していきいきと笑顔で暮らせる持続可能なまちづくりを推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 地域圏域の考え方

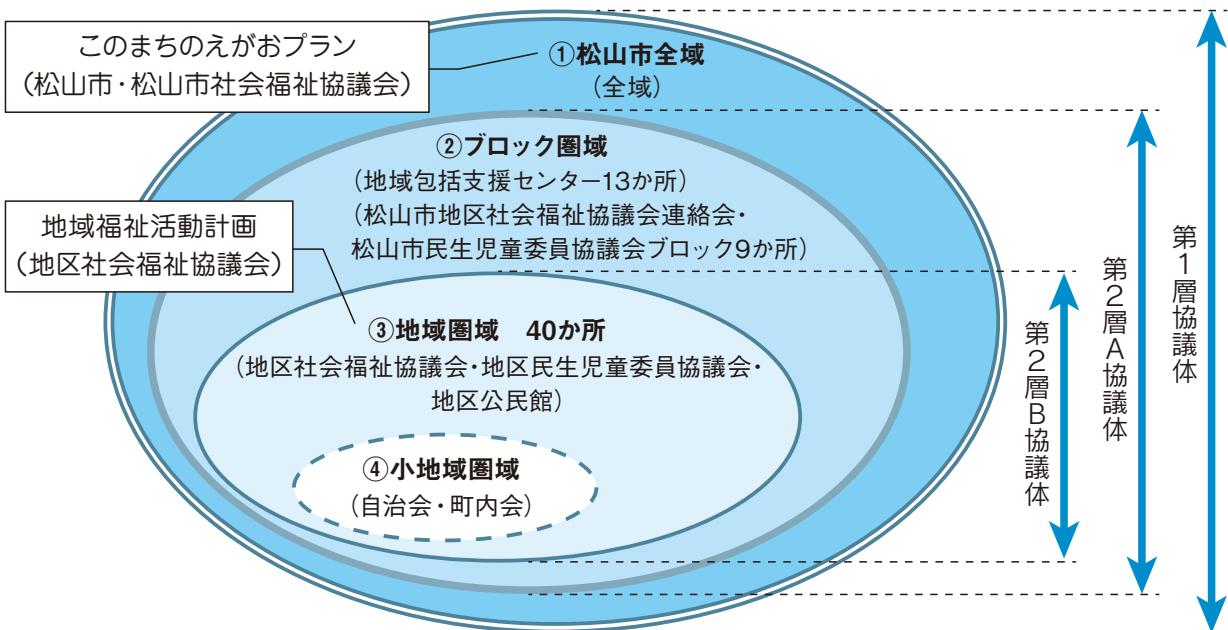
本計画は、地域福祉を推進するため4つの地域圏域を設定しています。

日常生活での身近な生活圏域を中心に、人と人、人と地域等のつながりや小地域での課題から市全域の広い範囲での課題など、段階的に共有するとともに課題解決に向けた取り組みが重層的に構成されることが重要となります。

小地域圏域では住民相互に支えあう手づくりの活動が行われ、地区社会福祉協議会が中核となる地域圏域では行政と地域がお互いの持ち味を出し合い協働します。また、ブロック圏域では地域特性の似通った3~7地区が1つのブロックを構成し、情報の共有を図り、地区間の協働や適度な競争、相乗効果を促し、活動支援を行います。

松山市の地域福祉圏域のイメージ図は下記のとおりです。

【地域福祉圏域イメージ図】



■協議体とは・・・地域の支えあいにより、高齢者を支援する体制づくりを推進するため実施する「生活支援体制整備事業」で、松山市社会福祉協議会に配置された「生活支援コーディネーター」が、地区社会福祉協議会を中心とした多様な団体の情報共有や連携・協働を推進する意見交換の場です。

①松山市全域／第1層協議体

公的機関による公平・平等による基本的な相談・支援・サービス提供

②ブロック圏域／第2層A協議体

専門家による支援・相談、情報の交換、研修の開催

③地域圏域／第2層B協議体

住民の地域福祉活動に関する情報交換、情報共有、連携・協働による活動
ネットワークによる相談支援・援助活動

④小地域圏域

自治会・町内会の防犯・防災活動、民生委員・児童委員活動等の日常的支援の実施、見守り活動・ご近所同士の助けあい活動

市内の地域福祉関連団体等区域一覧

基準地区名	地区社協(40)	地区社連ブロック(9)	地区民協(40)	市民協ブロック(9)	包括支援センター(13)	公民館(41)	公民館ブロック(8)	まちづくり協議会(30+2)	市役所支所(支所22)(出張所7)	消防団(40)	小学校(59)	中学校(29)
番町	番町	3A ブロック	番町	3A ブロック	東・拓南	番町	3 ブロック	—	本庁	城東	番町	東
八坂	八坂		八坂			八坂						
東雲	東雲		東雲			東雲						
素鷲	素鷲		素鷲			素鷲						
桑原	桑原	3B ブロック	桑原	3B ブロック	湯築・桑原・道後	桑原	3 ブロック	桑原	桑原(支所)	桑原	福音(*)	拓南(*)
道後	道後		道後			道後						
湯築	湯築		湯築			湯築						
五明	五明	1 ブロック	五明	1 ブロック	サプセンター 五明・伊台・湯山	五明	1 ブロック	五明	五明(支所)	五明	五明	旭
伊台	伊台		伊台			伊台						
湯山	湯山		湯山			湯山						
日浦	湯山		湯山			湯山						
雄郡	雄郡	4 ブロック	雄郡	4 ブロック	雄郡・新玉	雄郡	4 ブロック	雄郡	本庁	雄郡	たちばな	雄新(*)
新玉	新玉		新玉			新玉						
味酒	味酒		味酒			味酒						
清水	清水		清水			清水						
垣生	垣生	5 ブロック	垣生	5 ブロック	垣生・余土	垣生	5 ブロック	垣生	垣生(支所)	垣生	垣生	垣生
余土	余土		余土			余土						
味生	味生		味生			味生						
生石	生石		生石			生石						
宮前	宮前		宮前			宮前						
三津浜	三津浜	6 ブロック	三津浜	6 ブロック	三津浜	三津浜	6 ブロック	三津浜	三津浜(支所)	三津浜	三津浜	三津浜(*)
高浜	高浜		高浜			高浜						
由良	興居島		興居島			由良						
泊	興居島		興居島			泊						
中島	中島	6 ブロック	中島	6 ブロック	中島	中島	6 ブロック	中島	中島(支所)	中島	中島東	中島
潮見	潮見	7 ブロック	潮見	7 ブロック	潮見・久枝	潮見	7 ブロック	潮見	潮見(支所)	潮見	潮見	勝山(*)
久枝	久枝		久枝			久枝						
和気	和気		和気			和気						
堀江	堀江		堀江			堀江						
久米	久米	2 ブロック	久米	2 ブロック	小野・久米	久米	2 ブロック	久米	久米(支所)	久米	北久米(*)	久米
小野	小野		小野			小野						
石井東	石井東		石井東			石井東						
石井西	石井西		石井西			石井西						
浮穴	浮穴	8 ブロック	浮穴	8 ブロック	北条	浮穴	8 ブロック	浮穴(準)	浮穴(支所)	浮穴	浮穴	北条北
荏原	久谷		荏原			荏原						
坂本	久谷		坂本			坂本						
浅海	浅海		浅海			浅海						
立岩	立岩	8 ブロック	立岩	8 ブロック	北条	立岩	8 ブロック	立岩	立岩(出張所)	立岩	立岩	北条北
難波	難波		難波			難波						
正岡	正岡		正岡			正岡						
北条	北条		北条			北条						
河野	河野	8 ブロック	河野	8 ブロック	北条	河野	8 ブロック	河野	河野(出張所)	河野	河野	北条南
栗井	栗井		栗井			栗井						

①所管の区域分けが必ずしも一致するとは限らない。 ②(*)は複数掲載する小学校・中学校を示す。
地区社協：地区社会福祉協議会 地区社連：松山市地区社会福祉協議会連絡会 地区民協：地区民生児童委員協議会 市民協：松山市民生児童委員協議会

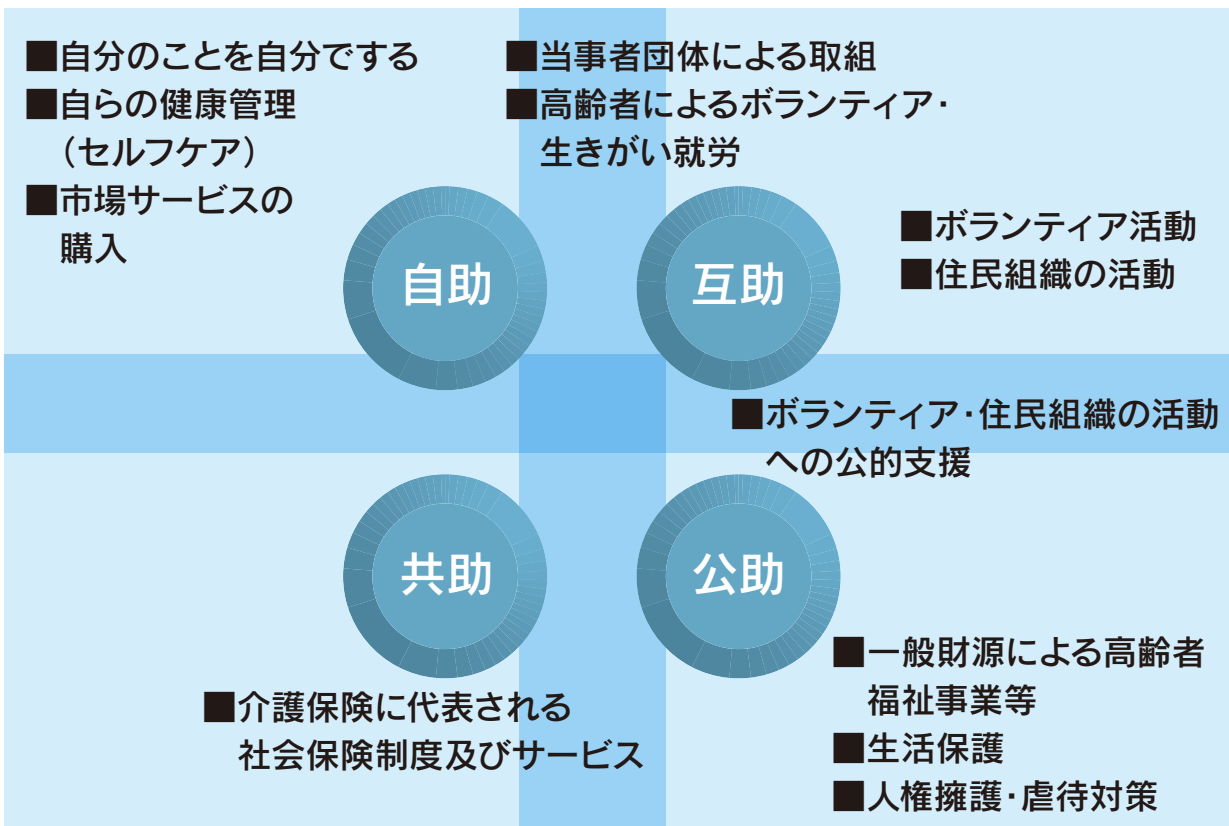
6 支えあいのイメージ

●「自助・互助・共助・公助」

私たちがいつまでも住み慣れた地域で生きがいを持って生活するには、様々な支援が必要になります。複雑化・複合化する生活課題を解決しながら、可能な限り本人やその世帯の希望に基づいた生活を送るために、自助・互助・共助・公助が連携し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

少子高齢化や人口減少の進展などにより、今後、共助・公助の大幅な拡充を期待することは難しく、自助・互助の果たす役割が期待されています。

住民と関係機関、各種団体等と共に学び実践しながら、支えあうしくみづくりが必要です。



出典：厚生労働省資料

「自助」は、自分のことを自分ですること、市場サービスの購入を含みます。

「互助」は、近隣住民の支えあい、ボランティアなどによる相互扶助です。

「共助」は、介護保険などの社会保険制度による相互扶助です。

「公助」は、生活保護などの税による公の負担によるものです。